

役員報酬・旅費規程

社会福祉法人吉井保育園

平成29年4月発行

令和5年6月改訂

社会福祉法人 吉井保育園 役員報酬・旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉井保育園(以下「本法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員、及び苦情解決委員会第三者委員(以下「第三者委員」という)の報酬及び旅費等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、本法人の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

2 役員会とは、本法人の評議員会、理事会、決算監査、評議員選任・解任委員会、苦情解決にかかる会議など本法人の社会福祉事業に関わる会をいう。

3 報酬等とは、報酬、賞与その他の役員の職務執行の対価として支払われるものをいう。

4 旅費とは、役員が職務執行にあたり要した交通費及び宿泊費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

5 交通費とは、職務執行に要した燃料代、有料道路代、鉄道賃、船賃、航空賃等をいう。

(報酬等)

第3条 役員は無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 本法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、別表第1「役員の旅費」に基づき支給することができる。

3 役員が役員会に出席した際の旅費は、別表第2「役員の費用弁償」に基づき支給する。

4 交通費の実費が上記に定める費用弁償額を超える場合には、別表第1「役員の旅費」に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(旅費の請求手続)

第5条 役員は、旅費が費用弁償額を超える旅費が発生した場合、旅費請求書に必要な書類を添付して、事務担当者に提出するものとする。なお、ETC 利用証明書等、電子データでの提出が可能なものは、メールその他の方法にて、後日電子データでの提出も可能とする。

(費用弁償及び旅費の支給方法)

第6条 費用弁償及び旅費は、原則として任務終了後支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後精算する方法によることができる。

2 費用弁償及び旅費は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、本規程の費用弁償及び旅費は支給しない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補足)

第9条 本規程に関して必要な事項は、理事長が理事会・評議員会の承認を経て、別途定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月18日(評議員会の議決日)から施行し、令和5年4月1日より適用する。

別表第1「役員の旅費」

区 分	旅費内容及び単価
燃料代	1KMにつき35円とする ただし、燃料代の支給は経路による移動距離が30KM を超えた場合の支給とする。
有 料 道 路	路程に応じた高速及び有料道路代金とする
鉄 道 賃	乗車賃及び急行料金(特急・座席指定を含むことができる)とする
船 賃	路程に応じた旅客運賃(フェリー含む)とする
航 空 賃	路程に応じた旅客運賃等とする
宿 泊 費	県内11,000円、県外13,000円とする ただし、役員会参加においては支給しない

別表第2「役員の費用弁償」

(1) 役員 of 役員会出席の費用弁償

	費用弁償	
	半 日	全 日
金 額	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円

(2) その他業務にかかる費用弁償

	費用弁償	
	半 日	全 日
金 額	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円

